

今後の検討課題

当懇談会においては、昨年3月以降、多数の関係者からヒアリングを行い、貸金業をめぐる実態の把握に努めてきた。今後は、これまで懇談会で議論された次の項目について、懇談会で議論された以下に掲げる点を踏まえ、更に検討を行うこととしてはどうか。

- クレジットカウンセリング、消費者の金銭教育のあり方
 - ・ クレジットカウンセリングの現状と課題
 - ・ 消費者の金銭教育の現状と課題

等

- 過剰貸付防止のための規制等のあり方
 - ・ 多重債務者の借入実態
 - ・ 当局のガイドラインや貸金業界の自主規制の実効性
 - ・ 貸金業者による与信審査の実態
 - ・ 貸金業者による信用情報機関の利用のあり方と個人情報保護
 - ・ 広告、勧誘のあり方

等

- いわゆるグレーゾーン金利問題を含む金利規制のあり方と書面交付義務
 - ・ 資金需要者及び貸金業者にとっての法的安定性
 - ・ 資金需要者にとっての返済可能性
 - ・ 信用リスクや事務コストなどを踏まえた与信コスト
 - ・ 日賦貸金業・電話担保金融
 - ・ 保証会社による保証料と金利規制
 - ・ インターネットや提携 ATM の利用増加やリボルビング方式による貸付の普及
 - ・ 書面交付の趣旨や43条のみなし弁済との関係

等

- 契約・取立てにかかる行為規制等のあり方
 - ・ 債務者や保証人に対する説明義務
 - ・ 強制執行認諾付公正証書を用いた取立て
 - ・ 実効的な参入規制のあり方

等

- その他

以上について議論するにあたっては、次のような横断的な論点についても留意

 - ・ 資金需要者等の類型に応じた規制導入の是非
 - ・ 監督ツール充実の必要性

等